

令和6年5月10日

保護者様

京都市立九条弘道小学校
校長 日吉 肇

台風・地震・弾道ミサイル発射等に対する非常措置について

本校におきましては、京都市域に震度5弱以上の地震があった場合、京都市域（「京都南部」「京都・亀岡」）に「暴風警報」「特別警報」が発令された場合や、九条弘道小学校区内の学区に「避難指示」が発令された場合、京都府にJアラート等を通じて緊急情報が発信された場合は以下の措置をとらせていただきます。つきましては、携帯電話へのエリアメール・緊急速報メール（以下、「緊急速報メール等」）、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意いただくとともに、Jアラートから緊急情報が発信された場合は、学校と連絡が取れるよう御配慮をお願いします。

震度5弱以上の地震が発生した場合

- 1 登校前に発生した場合は、以下の登校日を臨時休業とします。
 - ・学校所在の南区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。
 - ・下校後、午前0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
 - ・休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、すぐメール配信・学校ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。
- 2 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

特別警報が発令された場合

- 1 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- 2 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前0時までに解除になった場合 5校時（13時45分）から始業（給食は中止）
 - ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

暴風警報が発令された場合

- 1 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- 2 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時40分）から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 5校時（13時45分）から始業（給食は中止）
 - ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

避難指示が発令された場合

校区内の学区に、水害による避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります

在校中に上記の非常変災が発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。帰宅については、すぐーる配信・学校ホームページでお知らせし、保護者への引き渡し帰宅とします。

京都府にJアラート等を通じて緊急情報が発信された場合

- 1 登校前に発信された場合は、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- 2 以下の場合は待機を解除します。なお、自宅待機の解除にあたり、解除後の始業時刻の基準は定めませんので、随時登校させてください。
 - ・落下推定情報（近畿圏以外への落下の場合）が発信された場合
 - ・落下推定情報（日本の領海外の海域に落下）が発信された場合
 - ・通過情報が発信された場合
- 3 近畿圏への落下の場合、教育委員会から学校を通じて連絡があるまで登校を見合わせてください。

在校中に京都府にJアラート等を通じて緊急情報が発信された場合

- 1 在校中に発信された場合は、校内で避難行動を取ったうえ、避難の必要がなくなれば、教育活動を再開します。
- 2 在校中に日本の領土・領海のうち近畿圏以外へ落下した場合は、校内で避難行動を取ったうえ、避難の必要がなくなれば、通常授業を再開します。
- 3 在校中に日本の領土・領海のうち近畿圏へ落下した場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。

その他

- ・「大雨警報」「洪水警報」が発表されている場合であっても、大規模かつ長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で「避難指示」が発令されている場合やその可能性がある場合は、教育委員会の判断により臨時休業となる場合があります。その場合には、すぐーる配信・学校ホームページで最新の情報をお知らせしますので、ご確認をお願いします。
- ・給食の準備が進んでいる時は、給食を食べてから下校する場合があります。
- ・暴風警報の発令が予想される日は、その日の保護者の方の動き（家に在宅、外出するが〇時に帰宅する、など）をお子さんとお確かめください。
- ・「特別警報」「暴風警報」発令・地震発生時の震度情報に十分注意してください。
- ・臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて、すぐーる配信・学校ホームページでお知らせします。